

愛・地球博 シンボルマーク・マスコットキャラクターご使用案内

使用区分		定義	使用条件	
			シンボルマーク	マスコットキャラクター
A	商品 (販売を目的とするもの)	商品またはそのパッケージ等に使用する形態。 (サンプル、リース・レンタル、その他商品に準ずるもの。また協会が商品と見なす物も含む。)	有償	
			原則有償	
B	景品 (販売を目的としないもの)	景品またはそのパッケージ等に使用する形態。 (PR・宣伝・販売促進のためのノベルティ、プレミアム等。)	原則有償	
C	広告	使用対象 【社内】 社員証、社員手帳、社内報、什器、備品 【社外】 名刺、封筒、包装紙、キャリーバッグ、梱包箱、業務用車、会社案内、HP、屋外看板、懸垂幕、ディスプレイ、POP、DM、チラシ、ポスター 【広告媒体】 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌	『応用表示』 『基本表示』以外を使用する形態。	原則有償
			『基本表示』 シンボルマーク 新ロゴタイプ 愛称ロゴタイプ 愛称ロゴタイプとマスコットキャラクターの組み合わせを使用する形態。	

有償使用の承認については、2002年7月中旬以降の予定です。